

第七回国会 厚生委員会 議録 第二十九号

昭和二十五年四月十九日（水曜日）

午後二時四分開議

出席委員

- 委員長代理 理事松永 佛骨君
- 理事青柳 一郎君 理事大石 武一君
- 理事中川 俊思君 理事岡 良一君
- 理事山阿サノ君 理事金子與重郎君
- 今泉 貞雄君 幡谷仙次郎君
- 丸山 直友君 山崎 岩男君
- 直 四郎君

出席政府委員

- 厚生政務次官 矢野 西雄君
- 厚生事務官 木村忠二郎君
- （社会局長） 小山進次郎君
- （厚生局局長） 安田 巖君
- （保 險 局 長） 東 龍太郎君
- 厚生技官 東 龍太郎君
- （医務局長）

- 委員外の出席者
- （厚生事務官） 河野 鎮雄君
- （医務局医務課長） 川井 章知君
- 専門員 引地亮太郎君

〔長野市妻科町信濃衛生会館内長野県医師会会長松岡文七郎〕（第七七一号）

同和对策確立に関する陳情書（鳥取県議会議長中田吉雄外三十一名）（第七七二号）

外地引揚齒科医師の免許に関する陳情書外十二件（東京都澁谷区栄通り一丁目五番地道玄坂百貨街三十六号海外引揚齒科医師厚生委員会代表中富誠外二百六十一名）（第七七四号）

遺族の援護強化に関する陳情書外一件（岡山県勝田郡湯郷町大字位田八百九十八番地濱田源二外一名）（第七七五号）

本日の会議に付した事件
生活保護法案内閣提出第一一六号
医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四八号）（参議院送付）
健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一五三号）（参議院送付）

○松永委員長代理 都合により委員長が不在でございますので、私が委員長職務を行います。

これより会議を開きます。
生活保護法案を議題といたします。

御質疑はありますか。——なければこの際諮りいたします。本法案に関する質疑はすでに終了いたしましたので存じます。この際質疑を打ち切りたいと存じますが、さよう決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○松永委員長代理 御異議なしと認め、本案についての質疑を打ち切ることといたします。よつて本法案の質疑は打ち切りました。

なお青柳委員より修正案の提出がございまして、これが趣旨の御説明を求めます。

○青柳委員 本法案につきまして修正案を提出いたします。この案はこの委員会の大多数の方々にお諮りした結果の修正案であります。まず一応朗読をいたします。

生活保護法案の一部を次のように修正する。
第五十一條第二項の次に次の一項を加える。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者又は本人に対して弁明の機会を與えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

この改正点は、第五十一條に厚生大臣並びに府県知事が医療機関を指定する規定がありまして、それを取消す場合に、一方的に取消さないように、医療機関に弁明の機会を與えんとするものでございます。

次に
第五十三條第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支拂基金法（昭和二十三年法律第二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で厚生省令で定めるものの意見を聴かなければならない。

この第五十三條の原案におきましては、医療費の審査につきまして、知事が一方的に審査ができるように相なつておつたのでございまして、その点を改めまして、そういう場合には各種の審査機関の意見を聞くことに改めたものでございます。

次に改正点は、
第七十二條第一項中「その区域内に所在する保護施設又は指定医療機関に対し」を「その区域内に所在する保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設で厚生大臣の指定するものに対し」に改める。

この理由はその区域内にありまする保護施設並びに指定医療機関に対してのみ線かえ支弁の道が講ぜられるというのが原案であつたのでございまして、その他におきまして、各種の、たとえば身体障害者の施設などにつきましても、線かえ支弁の道を講じようとするものでございます。

次に
第八十四條に次の一項を加える。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても前項の刑を科する。但し、法人の役員（理事、取締役その他これに準ずべき者をいう。）又は人（人が無能力者であるときは、その法定代理人とする。）がその法人又は人の代理人又は使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

この修正の理由は、原案はその行為のみ罰することに相なつておつたのでございまして、いわゆる両罰主義をとりました。その行為者を使つてい人たちにつきましても罰しようとするものであります。

次に改正点は、
附則第一項中「四月一日」を「五月一日」に改める。
四月一日は過ぎてしましましたので、当然五月一日から本法の施行を行わんとするものであります。

次に改正点は、
附則第七項の次に第八項として次の一項を加え、附則第八項及び第九項を、それぞれ第九項及び第十項とする。
8 社会保険診療報酬支拂基金法の一部を次のように改正する。
第十三條第二項を次のように改める。

四月十九日
医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四八号）（参議院送付）
健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一五三号）（参議院送付）
の審査を本委員会に付託された。
同月十八日
国立富山病院拡充に関する陳情書（富山県議会議長高野耕造）（第七七〇号）
医師の調剤権確保に関する陳情書

基金は、前二項の業務を行う場合に、定款の定めるところにより各保険者（前項の場合においては都道府県知事）とそれぞれ契約を締結するものとする。

第十三條第一項の次に次の一項を加える。

2 基金は、前項に定める業務の外、生活保護法（昭和二十五年法律第 号）第五十三條第三項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額の決定について意見を求められたときは、意見を述べることができ

第十四條第一項中「前條第一項第三号」の下に「及び第二項」を加える。

第十四條の三第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項において診療担当者とあ

るの、第十三條第二項の規定において指定医療機関の提出する診療報酬請求書に関する場合には、当該指定医療機関とする。

第十九條中「各保険者」の下に「（第十三條第二項の場合においては都道府県知事）」を加える。

ただいま読み上げました点は、先ほど申し上げましたように、五十三條の改正によりまして、支拂基金法に定める審査委員会の審査を、支拂委員会の意見を聞くことに相なつたのに関連いたしました。支拂基金法などを改正する必要が起つた事務上の必要に基く修正であります。

以上であります。

○松永委員代理 これより修正案及び原案について、一括討論に入ります。

す。通告順によりまして、青柳一郎君。

○青柳委員 私は修正案を含むこの原案に對しまして、自由党を代表して賛成の意見を述べようとするものでござ

います。

従前ありました生活保護制度は、日本の國にとりましては相当りつばな

い制度であり、しかも戦後の複雑な社会の中にあつて、非常に大きい効果を現わした制度であるのでありますが、ただ従前から保護が一種の恩惠的、慈善的な色彩があつたのであります。しかるに今回の新しい法案におきましては、憲法二十五條の理念にこたへまして、生活に困つてゐる人々の保護を、その人々の権利として與へるという兩

期的なものであります。社会保障制度の必要が叫ばれてゐる今日、國民が権利としてかかる保護を要求できてこそ、ほんとうの社会保障であり、生活保障の制度が打ち立てられるわけでありませぬ。國民はどんなことがあつても食つてだけは行ける、しかも食つてを権利として要求できるという新しい法律がここに樹立せられんといたしておるのでございまして、われわれとしておるものでは、かかる画期的な生活保護法がこの際打ち立てられるということにございまして、満腔の賛意を表するものでございませぬ。新しい法律を実施せられるについても、いろいろの問題が起るでございませぬ。法律の規定に關係はございませぬが、たとえば、いかなる基準の保護を與へべきかという問題につきましても、われわれは委員会において、現在の基準に満足できないという意思を表示したのであります。いわゆる合理的な引上げを行い、しかも基準

の決定に際しては、しかるべき機関において、權威のある決定をしていただきたい。現在厚生省には社会事業審議会がございませぬ。これらの力を借りて、基準に關して合理的な解決を時々行つて行つていただきたい。また社会保障制度審議会が開かれておりまして、この審議会において國民の最低生活をいかなる線に引くべきかというところを研究せられていくと聞くのであります。この研究のすみやかに実現せられんことを希望してゐるのでござい

ます。法律はできて、この内容に盛り込まれる基準が相当合理的な、しかもりつばなものでなければならぬと存するののでございまして、かかる意味において社会事業審議会、あるいは社会保障制度審議会のすみやかなる結論の出ることを望みたいのであります。また民生委員の問題について考えてみて、今までの日本の生活保護制度が國民の養成に隨はずして現在まで至つておりますのは、ひとえに民生委員の方々の努力によるものであるということが痛切に感ぜられて、これらの方々の今までの功績について、非常に大きいものがあり、感謝にたえないのでございませぬ。今回この民生委員の制度が新しく協力機関として出発することに相なりました。私はこの際政府御当局におかれては、従前にも増して民生委員の積極的な協力を求められるように、十分の御努力、ごくふうを願

ひたいと思ひます。民生委員の情勢をよく考えられまして、御自分たちにおかれましては責任を欠くところなく、ますます發揮せられんことを望むのであります。またたとえば医療

扶助の問題におきまして、医療の報酬並びに診療の方針に關しては、いろいろの議論を練つたのであります。現在の國民健康保険は、健康保険に比べて非常に経営困難であるがために、診療の方針に關して、医療の報酬に關して、健康保険に劣る点が多々あるののでございませぬ。しかしながら、われわれは各種の点から検討いたしました。この点に關しまして原案に賛成するものでございませぬが、この際國民健康保険のます／＼充実、発展せられるように、政府御当局におきましても十分な御処置を願ひたいのであります。

また負担の問題につきましても、市町村が最近の新しい地方税法に關連いたしまして、財力がふえるというので、一応この一年間は今まで通りの負担でもつてやつてみようというお考えであります。実際に御出された際、なおやはり市町村の負担の過重を唱えられませぬ。御当局におきましても、勇敏に市町村の負担の軽減に努力いたされたいのであります。いろいろ考えますればいろいろの問題がございませぬ。しかしながら冒頭申し上げましたように、どんなことがあつても、日本の國民は食つて生きてだけは行けるという線が、この際國民の権利として打ち立てられるという事は、非常に御同慶にたえなしたのであります。現内閣の手によりまして、社会保障の一本の足たる公的扶助がここに確立を見ることが相なりました。社会保険確立のために一歩を進め得ることに相なりましたことを、またわれわれといたしまして、まことに御同慶にたえないのでございませぬ。

以上申し上げまして、自由党を代表

いたしました。本法案に賛成するものであります。

○岡委員 私も日本社会党の立場から、本改正案に修正案も含めまして、賛意を表します。

私どもが賛意を表するゆゑは、ただいま青柳委員からも申されましたごとく、これまで生活保護法と言へば、いわば救貧制度であつた、お助けの制度であつたものが、このたびの改正を通じて、憲法の第二十五條に明確にうたわれておるその理念を制度の上にはつきりと打ち出して、國民の最低生活が正当な國民の権利として、その保障が要求されるということ、また同時に政府もその責任においてその保障に當らねばならないということをも意味するといふ建前におきまして本改正は、とりもなおさず日本の生活秩序が民主主義的な一大前進を遂げるといふことについて、何人も異議なからうと思ひます。こういう観点から、私どもは本改正案につきましても、賛成をいたすものであります。しかしなおいわば羊頭を掲げて狗肉を賣るということわざもあつたので、党の立場から、教点にわたつて強く希望を申し上げたいと思ひます。

御指摘になりましたように、生活扶助額の実情に即した引上げを断行していただきたい点であります。昨年の統計によりますと、東京都においては、大體一般家庭五人世帯で、その月の支出が一万四千五百円ということに相なつておりますが、その中で飲食物費の占めるものは、約九千円ばかりであります。ところが生活保護法が適用されて

おる五人世帯の家庭におきましては、その最低生活費の基準額はわずかに五千二百余円でありまして、その中に、飲食食物費の占める割合が四千三百円でありまして、要するに一箇月の総生計費の基準として與えられておるものが、同様の規模の一般家庭の三分の一に近いような、きわめて零細なものであります。なおかつ飲食食物費と総支出との割合は、いわゆるエンゲル係数は、一般家庭にあつては六二でありまして、被保護者の場合におきましては八二といふことに相なつております。こういうようなことでは、少くとも健康で文化的な生活という名に値しない。いわば犬小屋にながれた犬のような、動物的な生活をしておると申しても過言ではないのであります。これではせつかつ法を改正いたしまして、その実施面におきましては、とうていわれ／＼は満足をいたすことができませんのでありますから、實態に即した生活扶助額の引上げを、この際強くお願いいたします。

第二点は、教育扶助費の引上げであります。教育扶助費は現在のところ、小学校においては、各学年を通じての平均であります。月額九十円、また新制中学においては、月額、各学年を通じて百九十円といふことに相なつておりますが、東京都内の父兄の声に聞きますと、交通費、娯楽費を含めまして、子供を一人小学校や中学に通わせると、千円内外の支出がどうしても必要であるといふことを訴えておりますので、かかる実情からしまして、われ／＼といひましては、この教育扶助費をもつては、十分に子女の教育には値しないものと考へざるを得

ないのであります。なおかつこの保護法の被適用家庭には母子家庭が非常に多うございまして、現在全国七十万の戦災未亡人、またそれを中心とする百四十万あるいは百六十万と称せられる母子家庭におきましては、子供の成長こそがただ一つの望みでありまして、そういう観点からも、この教育費というものは、もう少し實際に即して安心をして子供たちが学校へ行けるようにしてやつてほしいと思ひます。それからそれとあわせては、育英資金の充実を、國としてもつとめざるべきであらうと考へております。本年度の予算を見ますと、育英資金は十五億三千七百円、新規に育英資金の交付を受ける者が、大体四万三千人といふことになつておりますが、しかし育英資金の交付を要求する者は、二十四万人と推定されております。かようにいたして、貧しい家庭にあるために、あたら英才でありながら、上の学校へ行けないといふようなことになつておりますことは、私どもとしてもきわめて遺憾でありますから、教育扶助費の引上げと同時に、育英資金そのものをももう少し拡充いたされまして、英才はたとい家庭が貧しくとも、自由に進学の道を講じてやるという政策が、当然行われべきものと考へております。

その次はこの予算の面でありまして、県費の負担がやはり依然として従前通りといふことにすえ置かれておりますが、この問題は昨年の民生委員全国大会におきまして、軽減ないし撤除の要求が強く起つておつたことは、政府も御存じの通りであります。いわんやこのたび法を改正いたしまして、國民の最低生活は、政府の責任においてこ

れを保障しようというより、きわめて勇断なる態度を明らかに示す以上は、その教育費や、生活費や、医療費等は、全額國庫が負担すべきが当然だと存するのであります。そういう理論的な立場は別として、これはある地方問題といひまして、これはある地方の大都市の例であります。福祉主事に似たようなものを置き、生活相談所のようなものを置き、本法の運用に對して相当力こぶを入れた結果が、保護法の適用を要求するものが二倍、三倍にふえておるといふ実情を、私どもは見聞しておるのであります。本法の改正を通じて、適用を希望する者が急激に増加するものではなからうかと考へる。しかもその認否につきましては、いよ／＼市町村長等の権限も大きくなつておるに思ひますが、地方財政の窮乏の折柄、財政的顧慮によつて、適用を受けるべきものが適用漏れになるという事態が起りますならば、これまた、せつかつ美しい精神を法案の中に織り込みながら遺憾なくこなるのであります。こういう点からいへば、われ／＼はすみやかに、實際の扶助費は全額國庫負担とすべきであるといふことを、強くお願いをいたしたいのであります。

そのほか第四点といひましては、いわゆるボーダー・ラインの人々に対する生活保障の問題であります。本法の第二條には無差別平等といふことがうたわれておりますが、この精神をさらに拡大いたしまして、要するに今一たび事故が起るならば、生活保護法の適用を受けねばならない、こゝういふ人たちが、推定によれば二百万人を越えんとし、その世帯もまた八十万人に

なんなんとしておると伝えられるのであります。こゝういふ人たちに對する適切な生活保障の道が、当然講ぜられるべきであらうと考へるのであります。ことに最近には貸金の遅欠配は慢性化し、かつまた深刻化いたしておるのであります。しかもこゝういふ生活保障のための資金は、これまで公益質屋をもつて、いささか間に合せて充たされておるようでありまして、公益質屋の実績も、最近は当初に比べれば非常に少なくなつておる。その理由を尋ねてみると、公益質屋が運轉資金に枯渇をいたしました。結局店を閉鎖しておるようでありまして、一方先般のこの委員会においても論議されましたように、労働者が零細な資金を貸したるに、労働者も労働賃金を貸したるに、労働賃金の積立て金を積立てておるのであります。こゝういふような積立金は、当然やはり働く大衆の福祉と利益の用に還元されるような措置を、積極的に考へられるべきであらうと思つておる。こゝういふ意味から、單に公益質屋といふような物件単位のみではなく、対人信用も含めまして、ボーダー・ラインの人々のみならず、貸金の遅欠配による労働階級の人々も対象としたしまして、広汎な生活のための資金を供給するとき金庫も設定されまして、いま一步譲るならば、生活保護法の適用対象に転落せんとする人々に対する救済の適切な方法を講ぜられたいと考へるのであります。

なおそのほか失業対策の問題であります。現在統計を見ますと、生活保護法の適用を受けておる登録失業者は

一・八%といふきわめて零細な数字になつておるのであります。しかし私どもは、働く手足を持ち、また養わなければならない家族を擁しながら、しかも働きの場がない。これが生活窮乏の根本の原因だらうと思ひます。従ひましておそろく完全雇用といふふうなことが実現されるならば、生活保護法といふものは、きわめて限局された社会的機能しか認めないことは、これは当然常識からも納得できることであらうから、こゝういふ点から考へまして、失業対策の強化充実という点につきましても、政府はこの機会に十分なる施策を講ぜられたいのであります。現在今年度の失業対策を見ますと、労働省の発表によれば、輸出産業を振興いたしました。約八十万人を吸収する。あるいは見返り資金を大幅に放出いたしました。公共事業や、基幹産業に投資しながら、これによつて三十万、四十万を吸収する。公共事業によつて五十万を吸収するといふふうになつておる。しかしながら最近の新聞を見ますと、アメリカの対日援助の國務省の線では、一億ドル前後といふふうにも伝えられております。一億ドルと考へても、年間の貿易総額を加えて七億五千万ドルといふことでは、日本の本年度における産業規模が、きわめて縮小されるのではなからうか。してみれば、現在労働省が考へておるような失業対策といふものは、實際においてどうして困難であるといふふうにも推定されるのでありますので、われ／＼といひましては、この際こゝどく申し上げませぬけれども、失業対策については、あくま

す。

でもデフレの現在の政策を、デイス・インフレの線に切りかえまして、有効需要の増成をはかり、雇用量の増大という点につきましては、万全の施策を講ずべきであらうと私も信じております。こういうふうな現在のような推算で、樂觀的な失業対策をもつては、この生活保護法というものがこのように改正されることは、ほんとうにまず／＼底なしの泥沼に入り込まなければならぬような形になるのではなからうかと想像されるのであります。

それから次に人口の問題であります。現在日本の人口は、昨年は自然増加がすでに百八十万人以上／＼としております。貧乏人の子だくさんということがあります。しかししたとえば社会保障制度が非常に発達しているニュージーランドにおきましては、人口密度は一平方キロメートルにつき、わずかに六人である。あるいは第二次世界大戦中、嘗々として福社国家の実をあげたるスウェーデンにおきましては、人口密度は十五人である。ところが日本では、すでに二百二十人を超えております。こういうように人口が盲目的に膨脹いたしますことは、全般的に国民の生活水準そのものに対して大きな重圧であるばかりでなく、かつまた困窮者をますます、拡大再生産する根本の大きな原因であらうと、私もよく考へておるのであります。そういう意味合いから申しまして、政府当局といたしましては——人口問題については、ウレン・トムソン博士は日本のあらゆる諸条件から見て、人口収容能力は五千万人と言っております。あるいはまた最近百七十七万人の自然増加に對

しては、世界の新聞紙が適當なる人口制限の必要を、その論説をもつて主張いたしておるようでありませぬ。かかる國際的な輿論にもかんがみまして、われ／＼は人口制限という点につきましては、これまた具体的な方策につきましましては後ほど申し述べざる機会もあるかと思ひますが、やはり積極的な対策を講ずる必要があらうと思ひます。

あるいはまたわれ／＼は、社会保障制度の実現という観点からも、本法案の運営について強く政府に希望いたしますのであります。と申しますことは、社会保障制度の実現は、現在では國民の広汎な輿論になつております。しかしながらこの社会保障制度というものが實現されればされるほど生活保護法の対象はますます／＼厳に、かつまたその機能もきわめて限局されて来ます。であらうと私も考へております。たとへば現在社会保障制度が最も発達いたしておるイギリスにおける保障制度の年間総予算は七億五千万ポンドであります。身体障害者を含めての法的扶助の予算は、わずかに四千万ポンドにすぎないのであります。従ひましてあるいは全國民を対象として、貧富の別なく合理的な医療が與えられようとする、全國民を対象とする医療保障の制度が樹立され、あるいは現在のような官吏が恩給年金で、民間労働者が厚生年金ということ以外に、農民やあるいはその他の受給者も含めて老後の最低生活を保障するやうな國民年金あるいは寡婦年金、児童手当等が実施されるという形になれば、当然生活保護法の分野はまことに限局される。従ひまして社会保障制度が前進するということ、生活保護法の機能が

ますます限局されて来るといふことに相なると思ふのであります。従ひましてわれわれの希望するところでは、生活保護法がこのように改正されたことにつきましましては、われ／＼は満腔の敬意を表するものではあります。が、それと同時に、この精神がさらに一段と具體的な制度として発展をし、社会保障制度そのものにまで展開をされるという過程において、生活保護法そのものがむしろ社会的機能を圧縮し、また同時にその対象もいよ／＼少くなつて来ります。こういうふうな形に進むべきであります。従ひましてこういうふうな考へ方から申しますと、生活保護法を改正したから社会保障制度の実現は、しばらく見送るといふふうなことになるならば、われ／＼としてはどうしても納得できないのであります。こういう点につきましても、今日澎湃たる國民の輿論となつておる社会保障制度實現という方向に向つて、この法案が有機的に、よき契機として発展せんことを衷心より希望し、また強調いたしまして、私の賛成の討論にかゝる次第であります。

○松委委員長代理 菊田アサノ君。

○菊田委員 生活保護法の改正に對しまして、修正点は問題でございませぬけれども、改正原案につきましては、日本共産党は反対であります。

反対の理由は、従来の生活保護法の改正に對して、生活保護法を改正してもらいたいという要望は、一般にきわめて強いのであります。が、その要求の中心は何かと申しますと、一つは個々の基準が低いといふことで、そのために基準内では生活がやつて行けなぬ。基準が低いために、少しだけ援助

すれば生活ができ、立ち上つて行ける人たちに、何らその保護法の援助が與へられないで、生活全体を破滅させておろすような状態に對する改正の要求であります。それから次の大きな点は、生活保護法に對して國家の予算、特に府県とか市町村の予算が出ないところから、この少額の補助自体でも現在制限をして、出すべき費用が出ておらないとか、あるいは当然費用をかけられなければならない人が適用されておらないとかいふような点に對しまして、第一にしなければならないことは、一般からの強い改正の要望があるわけなのであります。ですから今度の改正で第一にしなければならないことは、ほんとに生活ができるようまで基準を引上げ、そして予算措置をはかつて、市町村の実態に即した負担の割合を出すといふことだけではない、そのなかからかわりませぬ、この改正ではその点がほとんど無視されておるのであります。電気料金や、ガス、水道、あるいはみそ、しょうゆ等の値上りに備へまして、基準額は五人世帯において、一箇月わずか百四十円の引上げが予定されておるだけでありまして、相かわらず成年子女の必要カローリが一千六百カローリであつたり、また東京都内の五人家族の住む六層間の家賃が、七十円そこそこというふうな、まったく現実とかけ離れたものであります。保護費が出ておるのであります。保護費の総額も二割上つておるというのであります。これは当局の説明にもあつた通り、昨年五月ごろから自然増加の傾向をそのまま敷衍して出した数字でありまして、保護の基準が低いからどうにもならないといふ一般の輿論に對して、また当然救われる

人が救われていないといふ欠陥も、少しも是正されていないのであります。特に昨年度におきまして著しくつた労働者の首切りとか、あるいは中小業者の倒産に對して、その人たちの生命を守るという積極的な意圖すら、何ら本案の予算には出ておらないことは明らかであります。本法案が画期的な改正で、國民がひとしく憲法第二十五条に基き、健康な文化的な生活を得るといふのならば、まずこの点が考えられなければならないのであります。これがまづたゞ羊頭狗肉を掲げておる状態でありませぬ。この点は先ごろ開かれまして公聴会におきまして、被保護者も、あるいは保護施設の代表も、あるいはまた一般の研究者も一致して、この点の欠陥を指摘しておるのであります。われ／＼はそういうふうな単に改正の名目だけをうたつて、實質の伴わないような欺瞞的な法律に對しましては、絶対に賛成することはできないのであります。

そのほか生活困難者の立場から、現在の民生委員制度に對する非難はしばしばあつたのであります。これは民生委員を眞に民主的に公選する道を開くといふこと、それから眞に公正な報酬を民生委員に對して拂うといふことでもつて、民生委員の地位を擁護することがなければ、とうとう改められないのであつて、今回のように實質上特定の官吏にその権限をゆだねるといふことは、上からの命令一本で働く官僚の事務的な取扱ひにこの重大なる仕事をまかせては、実情に即した生活困難者の救済といふことは、まず／＼不可能になるばかりであります。この

点からもわれ／＼はこの改正には賛成
することができないのであります。こ
の点は大日本民生委員連盟も、ある
いは直接の被保護者も、ひとしく反対し
ておるといふことは、先般の公聴会
でも明らかに見られた通りであります。
また現在全国の国立病院、あるいは療
養所の患者の半数以上は、この生
活保護法を適用されておるのでありま
すが、療養生活、医療保護とか、ある
いは生活保護の面に何らの改善も行わ
れないばかりか、この機会に施設の長
の権限を増して、施設内の民主的な運動
を抑圧するおそれもあり、こういう点
から見ても、このたびの改正は決して
民主的の線に沿つておるとは言い得な
いと確信をするものであります。

○松永委員代理 以上で討論は終局
いたしました。
引續いて生活保護法案の採決をいた
します。生活保護法案修正案に賛成の
諸君の御起立を願います。
〔賛成者起立〕
○松永委員代理 起立総員。よつて
本修正案は可決いたしました。
次に修正部分を除いた残りの部分に
ついては、原案の通り可決するに賛成
の諸君の御起立を願います。
〔賛成者起立〕
○松永委員代理 起立多数。よつて
本部分は原案の通り可決いたしまし
た。
○岡委員 動議を提出いたしま
す。衆議院規則第三十六條に基き、
本法案についての本会議における討論
者を指名するよう決定されんことを望
みます。
○松永委員代理 ただいま岡委員よ
り、本法案についての本会議における
討論者の指名の動議が提出されました
が、規則の第三十六條により討論者
を指名するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○松永委員代理 御異議なければさ
よう決定いたします。暫時懇談に入り
ます。ちよつと速記をとめてくださ
い。
〔速記中止〕
○松永委員代理 それでは速記を始
めてください。
それではお諮りいたします。ただい
ま御協議願いました通り、本会議にお
ける討論者を委員長において指名する
に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松永委員代理 御異議なしと認
め、大石武一君、岡良一君、刈田アサ
ノ君、を生活保護法についての本会議
における討論者に指名いたします。
○松永委員代理 次に医療法の一部
を改正する法律案を議題といたしま
す。御質疑はありませんか。――御質
疑がなければお諮りいたします。本法
案についての質疑はすでに終了いたし
ておると存じますので、この際質疑を
打ち切りたいと存じますが、御異議あり
ませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○松永委員代理 御異議なしと認
め、さよう決定いたします。引續き討
論に入ります。討論者は通告順に発言
をしていただきます。大石武一君。
○大石委員 私は自由党を代表し
て、医療法の一部を改正する
法律案に対して、賛意を表するも
のであります。昔よりわが国において
は医は仁術と申しまして、これがわが
国医療の基本方針となつておると思
うのであります。とりもなおさず仁術と
いうことは、医療の公共性を意味して
おると思ふのであります。この公共性
というものは、近來ますます強調され
て参つたのであります。その目的を
達成するためにも、去る第二回会にお
いては医療法、医師法等が改正せられ
まして、医師の公共性、医療の公共性
ということが非常に強調されて参り、ま
たその実際の状態も、これに即応する
ようになつて参つたのであります。し
かるに一方においては、医師が医療の
公共性を実施するためには、医療を行
う者自体に対しても、この公共性に即
応し得るような実情を興えてやらなけ

ればならぬのであります。そのために
今回の改正の法律案が提出されたもの
と考えられるのであります。新しい医
療法、医師法によりまして、病院の規
格、診療所というものがはつきりとこ
こに規定せられて参りまして、私人に
よる病院の経営というものは、ある程
度の各人の努力及びその努力を裏付け
るいろ／＼な方途というものが、必要
になつて参つたのであります。ことに
このたびの医療法改正案の中にありま
す医療法人のような制度は、私人によ
る病院の維持経営のためには、最も必
要なことでありまして、これがあつた
ことによつて、私人が十分に医療の手腕
を発揮することができ、医療の公共性
を發揮することになると信じられるので
あります。従つてこの意味におきまし
て、われ／＼は本法案の成立に心より
賛意を表するものであります。ただい
ろいろな客観的事情あるいは経済的な
事情によりまして、この法案の中に盛
り込め得なかつたと思われ種々の欠
陥をわれ／＼は見出すのであります。
これをわれ／＼は希望いたしましたして、
ぜひともこのわれ／＼の希望条件を、
できるだけ早く実現されるように切望
する次第であります。

その要項事項を簡単に申し上げます
と、まずこの医療法人の設立及び解散
時の課税に對しましては、特に免稅あ
るいは軽減の道を講じていただきました
こととあります。たとえて言いますと
ば、医療法人の寄付、または出資の場
合の贈與税等に免除するか、あるいは
これを軽減するような方途をすみやか
に考へていただきたいと思ふのであり
ます。また法人税、所得税等に関しま
しても、これをでき得る限り免除ある
いは軽減する方向に進めていただきた
い。また地方税もできるだけこれを軽
減してもらいたい。少くとも社会保険
の収入に對しては、ぜひともこれらの
免除あるいは軽減の道を、特に考慮を
願わしていただきたいと思ふのであり
ます。
次に金融の問題があります。この法
律案の中には、金融のことが何も記載
してないものであります。現在のよ
うな経済的な社会情勢においては、ど
うしても法人の設立その他の場合にお
いて、金融の道を講じてやらなければ
ば、この法案の完全なる実施というこ
とは望み得ないこととあります。従つ
てぜひともこの問題に關しても、金融
の方途を十分に講じていただきたいと
いうことを切望する次第であります。
さらに小さな問題であります。この
運営につきましても、たとえば医療法
人の理事長は、なるべくならば原則と
して医師を理事長に推していただきた
い。あるいは法人の理事の半数は医師
をもつて充てるようにしてもらいたい
という切望する次第であります。
以上のような希望条件を付しまし
て、本案に賛成する次第であります。
○刈田委員 日本共産党は、この医療
法の一部改正に對しましては反対でござ
います。反対の理由は、同改正法の
審議中質疑の中に十分に申し述べてあ
るのであります。簡単にここで申し
上げますならば、現在わが国の開業医
の生活は、重税やあるいは国民健康保
險等の破綻のために、ほとんど生活破
綻の一步手前まで來ておるのでありま

す。国民の重大問題である医療制度を整備するためには、まずこの根本の原因が解決されなければならないのであります。今回の改正には、この点につきましては適当なる措置がさらに行われていない。さらに前々年度整備された医療法自体が、日本の現状に適合しない模倣的なものであり、これが実行できないための彌縫策として、今後の改正が行われたのでありますけれども、これによりましてかえつて一般の開業医が、その窮状の打開策として、自然発生的に医師の団結によつて協同組合等の運動が起りつつあるのに対しまして、このような改正法案を持ち込んで、そしてかえつてそうした医者の自然発生的な気運を助長するのにかまかすかわりに、この法律によつて一定の型にはめたり、統制しやすくしたり、さまざまの義務を負わせたり、監督したり、罰則を加えるというような方向に曲げて行くものであつて、これがどこまで進むかということにつきまして、私どもは大きな危惧を持つておるのであります。現在のいびつな統制のわくに医療を押しはめるよりも、完全なる社会保障制度の行われる時代になるまで、かえつて民主的な医者の自発的な運動にまかせることこそが、現在とるべきものであると考えられる。かような見解から私どもは医療法の今回の改正につきましては、反対をするものであります。

○松永委員代理 討論は終局いたしました。これより医療法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

昭和二十五年五月十六日印刷

〔賛成者起立〕
○松永委員代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決されました。

○松永委員代理 次に健康保険法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑の通告がありますので、これを許可いたします。菊田アナノ君。

○菊田委員 改正案の第三條の第二項のことについて質問いたしたいのであります。つまり滞納金に對しまして、その一部の内金が入つた場合に、猶前でありましたならば、大体これに對しては追徴金をかけないということが、法律の面はともかく、實際はそういうことが行われておつたのであります。が、今回の改正によりまして、内金以外の滞納金に對しまして、嚴重な滞納料がつくということが、法律の上にも明らかになつておられるわけなのであります。この改正に對しまして、どういふわけでこういうことをはつきりと言ひ書き込まれたかということについて、御説明を承りたいと思ひます。

○安田政府委員 お答えいたします。徴収金額が全部一べんに納められなくとも、その日以後納められた部分につきましては、延滞利子をつけないで、納められてないものだけに つきまして、延滞利子をつけるような取扱ひをやつて来たわけでありまして、私どもは、條文がそういうふうに見えるものとして、そのよう取扱ひをいたしておつたのでありますけれども、労働省にも同じような問題がございます。この際、この方いいことをはつきり書いておいた方がよいというので、實質的には少しかわらひはございません。従来も拂

つた分につきましては、延滞利子をとりません。今度もそれを明文に書きまして、拂つた分だけを除外したあとの分についてかけるというのであります。から、實際は同じであります。決して悪くはなつておりません。

○菊田委員 それは實際の下からの声としては、今までは当然そうあるはずでありまして、今後は、實際の措置としては、一部の内金を納めておれば納められない事情というものがいろいろあるわけで、それに対してはいろいろあるわけで、それに対してはいろいろあるわけで、それができれば、どうしてもそういうことは行えなくて、實際全部かかつて来る。必ず徴収に、そういう拂わない部分に對しても、延滞料を取立てる。實際に行われるということをお書きになつたと思うのですが、そのなかでどうですか。

○安田政府委員 今おつしやることも、わかつたような、わからないような気がするのでありますけれども、前とかわりないのであります。實際の取扱ひも、ただ従来取扱ひでは拂つた部についてはかきかへない。こういうのを法文の上で書いた。そうしないと、全部についてかかれるおそれがある。こういうものでありますから、それは不合理な話であるから、拂つた分についてはかきかへない。こういうことでは、實際上の問題としまして、いろいろ場合があると思ひます。

○菊田委員 これは意見の相違になりますから、御質問じやないのですけれども、實際拂つた分まで延滞料をかけるというのではないので、これはやはり内金をすれば、大体あとのものは、あとの保険料を納められるまで見逃しておつたものを、今度そういうものについては、全部延滞料をかけるということが主眼だろうというふうにしか實際考えられない。これは意見の相違になりますから、もうでないとおつしやればそれまでです。

○安田政府委員 別にそういうふうにしてやろうというわけでもなつたわけではないのでございまして、ただ従来やつておりましたことを法文に書いた。こういうことではあります。

○松永委員代理 他に御質問はありませんか。――なければお諮りいたします。本法案についての質疑は、すでに終了したと思ひますので、この際、質疑を打ち切りたいと存じます。御異議ありませんか。

○松永委員代理 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

引續き討論に入るのでございまして、本案の討論につきましては、別に通告もございませんので、討論を省略し、ただちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松永委員代理 御異議なしと認め、討論を省略し、健康保険法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本法案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○松永委員代理 起立多数。よつて本法案は原案の通り可決いたしました。

なほ、本日議決いたしました各法案の、議長に提出する報告書の作成に關しては、委員長に御一任を願ひたいと存じますので、さよう御了承願ひます。

午後三時六分散會

〔参照〕
生活保護法案(内閣提出)に關する報告書
医療法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕